

不利益処分の処分基準

処 分 名		職員団体規約の認証取消		
根拠法令及び条項		職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和 53 年法律第 80 号)第 8 条第 1 項		
所 管 部 課 名		公平委員会		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	・ 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第 5 条 ・ 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律施行規則(昭和 53 年自治省令第 21 号)第 4 条		
	基 準	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第 8 条第 1 項に定めるところによる。		
	設定年月日	平成 13 年 9 月 21 日	最終変更年月日	
備 考				